

MATSUI Bank 特約

お客さまは、住信 SBI ネット銀行(以下「当社」といいます。)の設置する松井証券専用支店(以下「マツイ支店」といいます。)において取引を行う場合は、マツイ支店で取り扱う各種サービス取引すべてにおいて、この特約(以下「本特約」といいます。)の下記条項に従うことに同意するものとします。

第1条(本特約の適用範囲)

1. 本特約は、お客さまがマツイ支店において行うすべてのお取引について、銀行取引規定その他の規定の特則として適用されます。本特約に定めのない事項については、銀行取引規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。ただし、これらの規定、規則と本特約との間に矛盾抵触がある場合、本特約が優先して適用されるものとします。なお、当社の他の規定、規則などは当社 WEB サイト (<https://www.netbk.co.jp/contents/company/userules/>) への掲示により告知します。
2. 当社とお客さまの間では、お客さまがマツイ支店において行うそれぞれの取引ごとに、他の支店との取引とは別途、契約が成立するものとし、それぞれの取引に係る各取引規定も、マツイ支店における取引の範囲内で適用されるものとします。

第2条(ご利用いただけるかた)

銀行取引規定第1条の定めにかかわらず、マツイ支店の口座開設申込および利用をすることができるのは、銀行取引規定第1条第1項の要件を満たし、かつ、当社を所属銀行とする銀行代理業者である松井証券株式会社(以下「松井証券」といいます。)が運営する証券口座サービスの会員である満18歳以上の日本国内に居住する個人に限られます。また、銀行取引規定第4条の定めにかかわらず、お客さまは、当社の他の支店に開設する代表口座に加え、マツイ支店において代表口座を1口座ずつ保有することができるものとします。

第3条(取引方法)

マツイ支店における当社との取引方法は、銀行取引規定第2条の定めるところによりませんが、端末を通じたインターネット経由による取引については、MATSUI Bank アプリを介し、同アプリ専用の当社 WEB サイトにアクセスする方法、およびマツイ支店専用の当社 WEB サイトにアクセスする方法によってご利用いただけます(ただし、初期設定については MATSUI Bank アプリによってのみ行うことができます。)

第4条(口座開設方法)

銀行取引規定第5条第1項の定めにかかわらず、お客さまは、マツイ支店との取引にあたっては、松井証券の WEB サイトまたは MATSUI Bank アプリにアクセスし、所定の方法および操作手順にもとづいて、所定の各規定を承認のうえ、所定の申込画面に必要事項を入力し、当社に伝達することにより口座開設を申込みことができ、当社がこれを受領し認めた場合に口座開設できるものとします。

第5条(提供サービスの範囲)

マツイ支店にてご利用いただける商品もしくはサービスまたは特典の付与(キャンペーンの実施を含みます。以下同じ。)は、当社 WEB サイトにおいて掲示する当社所定のものに限られ、他の支店で提供する商品もしくはサービスまたは特典の付与の範囲とは異なります。

第6条(取扱時間)

銀行取引規定第14条に定めるほか、マツイ支店のご利用においては、当社または松井証券のシステム等の障害が発生した場合や、メンテナンス等の必要がある場合には、当社はお客さまに予告することなく、マツイ支店におけるバンキングサービスの提供を一時停止、または中止することがあります。

第7条(カードの発行)

当社は、マツイ支店の預金口座に関する取引に関し、お客さまに対し、スマホデビットを発行し、お客さまに貸与します。また、お客さまから発行の希望があった場合、お客さまに対し、デビット付キャッシュカードを発行し、お客さまに貸与します。

第8条(ポイントの付与等)

マツイ支店における取引については、当社のポイントサービス規定は適用されません。なお、お客さまは、松井証券との間の「松井証券ポイントサービス利用規約」に基づき、お客さまのマツイ支店における取引の内容に応じて、松井証券のWEBサイト(<https://www.matsui.co.jp/service/regulation/>)で公表する所定の条件により、松井証券から、その運用管理する松井証券ポイントの付与を受けることができます。

第9条(証券口座・銀行口座間の資金移動等)

1. マツイ支店の口座は、松井証券が運営する証券口座サービスに基づきお客さまが松井証券に保有する証券口座(以下「松井証券口座」といいます。)に紐づいた口座として開設されます。
2. お客さまが証券口座サービスに基づき松井証券が指定する対象商品の取引を行うにあたり、スweep入金サービス(銀行口座から証券口座への資金移動サービス)を利用しており、かつ松井証券口座の残高が当該取引等の必要金額に満たない場合、松井証券は、その不足額について、当社に対して、マツイ支店の口座から松井証券口座への口座振替を請求し、当社は、お客さまに通知することなく、当該請求金額をマツイ支店の口座から引落しのうえ、松井証券に支払うものとします。なお、お客さまは、口座振替規定第3条の定めにかかわらず、マツイ支店におけるお取引中は、当該口座振替に関する契約を解約することができないものとします。
3. 当社は、証券口座サービスに基づくマツイ支店の口座からお客さまの松井証券口座への振替の依頼を受け入れるものとし、また、お客さまの松井証券口座からマツイ支店の口座への振替の依頼を受け入れるものとします。
4. 松井証券および当社は、お客さまのマツイ支店の口座の残高情報を共有します。また、お客さまは、松井証券および当社のWEBサイト等において、当該残高情報を確認することができます。

第10条(免責)

1. 当社が前条第4項に基づき提供したお客さまの情報の取扱い、松井証券の行為、証券口座サービスにおける一切の事項は、松井証券が責任を負っており、本特約に定めるもののほか、当社は一切責任を負いません。
2. 証券口座サービスに関して、お客さままたは第三者に損害が生じた場合、松井証券が定める証券口座サービスにかかる利用規約に従い、松井証券がこれを賠償または補償し、当社は責任を負わないものとします。
3. 当社は、証券口座サービスに関し、松井証券と当社の間で行われるサービスの機能の連携が常時適切に行われること、連携結果が正確性、適格性、信頼性、適時性、最新性、網羅性を有すること、松井証券のシステム管理体制その他のセキュリティ、顧客保護態勢、信用性等が十分であ

ること、松井証券が知的財産権その他の権利を侵害していないこと等について、一切保証を行うものではなく、これらに起因して生じた損害について当社は責任を負いません。

第11条(残高情報の共有等の停止または終了)

当社は、証券口座サービスに関する技術上の理由または当社の業務上の理由もしくはセキュリティ、保守等の理由その他の理由に基づき当社が必要と判断する場合、お客さまに事前に通知することなく、お客さまのマツイ支店の口座の残高情報について、松井証券に対する共有および松井証券のWEBサイト等における表示を停止し、または終了させる場合があります。この場合にお客さまに生じた損害については、当社は責任を負いません。

第12条(他の支店の口座および取引との関係)

お客さまがマツイ支店との取引に関して申告したお客さま情報が、当社の他の支店の口座または取引に関して申告されたお客さま情報と一致する場合、当社は、これらの口座または取引を同一のお客さまのものとして取り扱う場合があります。

第13条(規定の変更)

当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本特約を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、当社WEBサイト(<https://www.netbk.co.jp/contents/company/userules/>)において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本特約を変更することができます。

- (1) 変更の内容がお客さまの一般の利益に適合するとき
- (2) 変更の内容が、本特約に基づくお客さまと当社との契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき

以上